



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

補装具評価検討会(第72回)

令和7年12月5日

資料1

令和8年度 補装具の告示等改正(案)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度 補装具の告示等改正(案)について

基本的な考え方

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定している
- 令和8年度においては、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日障発号0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で定める支給事務について見直しを行う

改正案の概要

- 補装具費支給意見書作成医師と市町村との連携について記載を追加
- 使用する完成用部品の指定に関する留意点について記載を追加

スケジュール

- 12月 5日 : 第72回補装具評価検討会にて告示等改正(案)の検討（本検討会）
- 1月下旬 : 第73回補装具評価検討会(I類)にて完成用部品指定審査の実施
- 3月上旬 : 第74回補装具評価検討会にて完成用部品指定審査結果報告
- 4月 1日 : 各種通知の施行

改正案1 補装具費支給意見書作成医師と市町村との連携について記載を追加

(1) 現状と課題

- 身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)・市町村が、判定・支給決定の過程で補装具費支給意見書(以下「意見書」という。)を作成した医師と連携をとることは、補装具費支給事務取扱指針に示されておらず、意見書作成医師からすると、更生相談所・市町村から意見書記載内容についての確認や協議が無いまま、記載内容と異なる判定・支給決定が行われる場合がある
- 意見書作成医師が更生相談所・市町村の意見書記載内容に対する考え方を知らないままとなることは、補装具費支給事務全体の業務効率を低下させる

(2) 改正の方針

- 更生相談所・市町村が意見書と異なる判定・支給決定をする場合には、意見書作成医師へのフィードバックも合わせてを行うことを、補装具費支給事務取扱指針に明記する

(3) 具体的な改正内容

- 補装具費支給事務取扱指針の第2の2-1の(4)へ以下のように追記する

(4) 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により（中略）決定することとなる。

更生相談所又は市町村は、補装具費支給意見書の記載内容を十分に考慮し、記載内容と異なる判定・支給決定をする場合には、補装具費支給意見書を作成した医師への情報共有を図り、連携して支給事務を遂行することとする。

改正案2 使用する完成用部品の指定に関する留意点について記載を追加

(1) 現状と課題

- 類似機能の完成用部品において、安価であることのみを根拠として更生相談所が部品を指定する事例がある
- 他社製品と接続することが可能であっても保証対象外となることがあり、全体の構成を考慮しない安い部品の指定は安全性を担保できていない可能性がある
- 指定した部品が原因で使用者が損害を被ったとしても、補装具製作事業者が製造物責任を負う対象となり得る

(2) 改正の方針

- 第71回補装具評価検討会において、今年度の完成用部品の指定審査結果について、実際に機能でまとめ、同一価格で運用が可能か検討を進めることになる
- 令和8年4月からの完成用部品の通知については、既に申請受付を終了しており、申請した部品メーカーに対して機能分類の仕組みが導入・実施される旨の説明を行っていないこと、導入に当たって完成用部品申請メーカーの見解も確認する必要があることから、令和8年4月からの導入は困難である
- 機能による分類方法、統一上限価格の算定方法等については、完成用部品申請メーカーへの個別ヒアリングも実施し、補装具評価検討会での検討を経て決定する
- 一方で、完成用部品が機能分類でまとめて通知されるかに関わらず、更生相談所が完成用部品を指定しても安全性を確保できるように運用を見直す必要がある
- 更生相談所において完成用部品を指定する場合の留意点を補装具費支給事務取扱指針に明記する

改正案2 使用する完成用部品の指定に関する留意点について記載を追加

(3)具体的な作業内容

- 補装具費支給事務取扱指針の第2の2-1の(2)のイに以下のように追記する

イ 判定(医学的判定及び補装具の処方)

判定依頼を受けた更生相談所は、（中略）負担させることは適切ではないこと。

同等機能の完成用部品を処方する場合には、価格のみをもって部品を選択するのではなく、判定する補装具全体の構成、使用環境を十分に考慮し、利用者の安全性を確保した上で価格による評価を行うこと。